ID:　376

担当部署:　上下水道部 水道工務課

処分の概要	改善命令
例　規　名 根 拠 条 項	芦屋市水道事業給水条例　第38条第1項
例 規 番 号	平成9年条例第1号

【根拠条文】

（受水槽以下の検査）

第38条　管理者は、必要と認めるときは、受水槽以下の装置を随時検査し、又は改善を命ずることができる。

2　前項の規定により検査する場合において特別の費用を要するときは、実費相当額を徴収することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和6年4月1日